

## 水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定等を行う水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第100回）での審議の結果、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について、下表中央欄に掲げる基準値を新たに設定し、又は下記右欄に掲げる現行の基準値を削除します。

なお、設定又は削除する基準値は、本告示の公布の日から適用します。

農薬の成分	基準値	現行の基準値
0, 0-ジエチル 0- (3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-イル) ホスホロチオエート (別名クロルピリホス)	(削除)	0.002mg/l
2- (4-tert-ブチルフェニル) エチルキナゾリン-4-イルエーテル (別名フェナザキン)	0.012mg/l	-

なお、「アンモニウム [(3RS)-3-アミノ-3-カルボキシプロピル] メチルホスフィナート (別名グルホシネート) 及びナトリウム [(3S)-3-アミノ-3-カルボキシプロピル] メチルホスフィナート (別名グルホシネートPナトリウム塩)」及び「(1RS, 5RS)-3-[2-クロロ-4-(メチルスルホニル)ベンゾイル]-4-(フェニルチオ)ピシクロ [3.2.1] オクター-3-エン-2-オン (別名ベンゾピシクロン)」については、現行の基準値から変更はありません。